

首都圏、大阪圏向け動画プロモーション業務 要求水準書

1 業務名

首都圏、大阪圏向け動画プロモーション業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3 業務の目的

姫路市では、移住先としての本市の認知度を高めることを目的として、令和7年度、首都圏や大阪圏へ本市の住みやすさに関するデジタル広告を実施したが、令和7年度に実施したアンケート調査では、依然、移住先としての認知度が低いことが判明した。しかしながら、移住に関するプロモーションは一過性の取組で終わらせることなく、継続して実施することによって、その効果が発現できるものと考えている。そこで本業務では、昨年度の実施内容を踏まえながら、より効果的な発信となるよう、現在情報発信の主流となっており、大きな広告効果が得られる可能性のある動画を主軸として、Web広告を展開する。また、本業務では特に、未就学児の子を持つ30代の子育て世代に対し、姫路市を「観光のまち」ではなく「子育てしながら安心して暮らせるまち」として訴求し、移住候補地としての認知度向上を図ることを目的に実施するものである。

4 業務の背景

姫路市では、将来にわたり安定した市民生活を維持するため、急激な人口減少を避けるとともに、世代間のバランスが取れた安定した人口構造の実現を目指している。姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」では、「2060年の定住人口 約47万人」を長期的な目標としており、2030年時点の推計値である51.8万人を目指す定住人口として設定し、その実現に向けて取り組んでいるところであるが、若い世代の首都圏・大阪圏への転出超過が続いている。

このような状況を踏まえ、本市ではブランドメッセージ&ロゴの作成、ハッシュタグ「#スキヒメ」を用いた発信、WEB広告の実施、ランディングページの作成等により本市の認知向上を図り移住促進に努めているが、令和7年度に実施した首都圏在住者向けアンケート調査では、「訪れたことはなく、姫路市の名前を聞いたことはあるが、具体的なイメージがない」といった意見や、「子育ての街というより観光や歴史文化の街」というイメージが強く、移住候補地としての認知度が低いことが明らかとなった。

そのため、本業務では、動画を主軸としたデジタルプロモーションを実施し、姫路市の魅力を生活実感のある形でわかりやすく伝えることにより、首都圏及び大阪圏の若い世代、特に子育て世代に対する認知及び理解を深め、移住・定住の比較検討につなげるものとする。

5 業務の位置付け

本業務は、姫路市の移住・定住促進に係るデジタルプロモーションの一環として実施するものであり、首都圏向け及び大阪圏向けの 2 種の広告展開を想定し、動画コンテンツの企画・制作、当該動画を活用した広告展開、ランディングページの作成及び効果測定までを一体的に行うこととする。

6 対象者

(1) 首都圏向け

東京 23 区内に居住もしくは東京 23 区へ通勤している 30 代夫婦及び未就学児から小学生の子を持つ子育て世代とする。

(2) 大阪圏向け

大阪圏在住の 30 代夫婦及び未就学児から小学生の子を持つ子育て世代とする。

なお、この業務における大阪圏の範囲は大阪駅を中心とした通勤・生活圏として、大阪市及びその近隣地域とする。

7 業務内容

本業務で実施する業務内容は、以下のとおりとし、具体的な実施内容については提案並びに本市及び受託者との協議により決定する。

(1) 事業全体の企画・運営

本業務の目的を達成するため、ターゲット特性及び地域特性を踏まえ、動画、WEB 広告、ランディングページを一体的に企画・設計し、効果的に運用すること。なお、動画コンテンツ及びランディングページの企画案（様式は任意）については、契約締結後、3 週間以内に本市に提出し、本市の承認を得た上で制作に着手すること。

(2) 動画コンテンツの制作

受託者は、首都圏及び大阪圏の対象者に対して、姫路市の魅力が生活実感のある形で効果的に伝わる内容の動画を制作すること。なお、動画は以下の要件を満たすこと。

ア 本編動画

(ア) 首都圏向け、大阪圏向けそれぞれ 1 本ずつ制作すること。

(イ) 尺は 3 分から 5 分以内とし、本業務で作成するランディングページとともに市の魅力を伝えるコンテンツのひとつとして効果的な内容とすること。

(ウ) 首都圏向け、大阪圏向けのそれぞれのターゲットに応じた内容とすること。

(エ) 姫路市の観光資源の紹介に偏らず、住宅費、生活利便性、子育て支援、教育環境、医療環境等、子育て世代が重視する観点を重点的に扱うこと。特に大阪圏向け動画については、姫路市が通勤圏内であること及び住宅価格の相対的優位性を重点的に訴求すること。

(オ) 視聴者が「姫路なら暮らしやすそう」と具体的に想像できる内容とすること。

イ 短編動画

- (ア) 首都圏向け、大阪圏向けそれぞれ1本ずつ制作すること。
- (イ) 尺は15秒から30秒以内とし、SNS広告において効果的な内容とすること。
- (ウ) 首都圏向け、大阪圏向けのそれぞれのターゲットに応じた内容とすること。
- (エ) 短時間で関心を喚起し、本編動画及びランディングページへの誘導を促す構成とすること。

ウ 共通要件

- (ア) 字幕なしでも内容理解が困難にならない構成とすること。
- (イ) スマートフォン視聴を前提とした画面構成、テロップ、編集、情報量とすること。
- (ウ) 首都圏向け、大阪圏向けそれぞれについて、同一の基本素材を活用しつつ、地域ごとに訴求内容、表現、広告文言等を適切に使い分けること。
- (エ) 必要に応じて、静止画等の二次展開にも配慮した制作とすること。

(3) WEB 広告の配信

受託者は、制作した動画を活用し、首都圏及び大阪圏に向けてWEB広告を配信すること。
WEB広告は、次の要件を満たすこと。

- ア 首都圏、大阪圏それぞれのターゲット層への訴求として最も効果的な媒体を選定し、配信すること。
- イ 配信対象地域、配信媒体、広告文言及び配信設計については、事前に市と協議の上、実施すること。

(4) ランディングページの制作

動画視聴後の遷移先としてランディングページを制作すること。また、公開環境については受託者において調達すること。

ランディングページは、次の要件を満たすこと。

- ア 姫路市で暮らす魅力を端的に表現するとともに、WEB広告（短尺動画）と本編動画、ランディングページの連動性を踏まえ、ターゲットの興味関心を引く仕組みを含んだ内容とすること。
- イ 動画内容と整合し、姫路市移住定住促進サイトへの流入を促す内容とすること。
- ウ スマートフォンでの閲覧に最適化された設計とすること。
- エ 首都圏向け、大阪圏向けの双方の訴求内容を、同一ランディングページで受け止められるよう、導線設計及び表示順序を工夫すること。

(5) 効果測定、分析及び改善

- ア 本業務の実施効果を把握するため、動画再生回数、ランディングページ訪問数、CTR、姫路市移住促進サイトへの遷移数を1週間に1回以上、定量的に把握し、市へ報告すること。
- イ 姫路市移住促進サイトの閲覧数増加につながる導線設計及び改善を行うこと。
なお、姫路市移住促進サイトの令和8年2月から令和8年6月の閲覧数の1か月あ

たりの平均値は14,480であり、広告掲出期間中は1か月あたりの閲覧数の20%増を目標値とし、これを達成するための導線設計及び改善を行うこと。

ウ 首都圏向け及び大阪圏向けそれぞれの配信結果を分けて分析し、地域別の効果差を把握できるようにすること。

8 成果物

受託者は、以下の成果物を納品すること。詳細は市と協議のうえ決定する。

成果物	形式	納期限
本編動画 首都圏向け1本、大阪圏向け1本	MP4	令和8年12月25日
短編動画 首都圏向け1本、大阪圏向け1本	MP4	令和8年12月25日
ランディングページ各ページデータ（静止画）	JPEG	令和8年12月25日
効果測定レポート	PDF	令和9年3月26日
最終報告書	PDF	令和9年3月26日

9 実施期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする。

ただし、動画制作、広告配信開始時期等の詳細は、市と受託者が協議のうえ決定する。

10 実施体制

受託者は、本業務を適切に遂行できる体制を整備すること。

- (1) 動画制作、広告運用、ランディングページ制作、分析を一体的に進行できる体制を整えること。
- (2) 業務全体を統括する責任者を配置すること
- (3) 各担当者の経験年数や実績が、本業務の目的達成に資するものであること
- (4) 円滑な業務遂行のため、市との連絡調整体制を明確にすること。

11 スケジュール

以下に示すスケジュールは予定であり、実際の進捗は受託者の提案内容及び本市との協議により決定する。なお、動画の納期は第8項に規定する令和8年12月25日を遵守すること。

11月：動画企画、構成案作成、撮影・制作準備

12月：動画制作、素材制作、配信準備

1月：広告配信開始、初期運用、調整

1月～随時：本格運用、改善提案、効果測定

3月：最終報告書等提出

1 2 その他

(1) 知的財産権の取扱い

本業務により作成された画像・動画・文章・プログラム等のコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）に係る知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、原則として受託者に帰属するものとする（ただし、本市が受託者に提供した資料、原稿、写真等に係る知的財産権は、引き続き本市に帰属する。）

受託者は、本市に対し、コンテンツを以下の範囲において無償かつ無期限で使用することを許諾するものとする。なお、受託者が第三者の有料素材（写真、音楽、フォント等）を使用する場合は、少なくとも以下の範囲での使用が可能なライセンスを受託者の責任と負担で取得するものとする。

- ア 本市の広報媒体（ウェブサイト、SNS、広報誌、動画配信サイト、デジタルサイネージ等）での公表・掲載
- イ 本市が主催、共催又は後援する行事での放映、展示、印刷物配布
- ウ 本市の広報を目的とした報道機関への資料提供（パブリシティ）
- エ 公共施設内での掲示・放映
- オ 業務結果としての成果物の保存

※ 上記利用にあたり、サイズ変更、トリミング、字幕挿入等の軽微な改変を含む。

なお、本市が上記範囲を超えたコンテンツ利用をしようとする場合は、あらかじめ受託者と協議するものとし、この場合における追加のライセンス料が発生した場合は本市の負担とする。

受託者は、コンテンツの利用範囲を包含するライセンスの取得が困難な素材を使用せざるを得ない場合は、使用前に本市の承認を得なければならない。本市の承認なく使用された素材について、後日権利者から異議申し立てがあった場合は、受託者の責任と負担で解決するものとする。また、受託者は、本市及び本市が指定する第三者による上記範囲内の利用に対し、著作権者人格権を行使せず、かつ、本業務において再委託をしている場合は再委託先等の著作権者をしてこれを行使させないものとする。

(2) 法令遵守事項

受託者は、本業務の遂行にあたり、以下の法令・ガイドラインを遵守するものとする。

ア 個人情報保護法

取得・利用・管理にあたっては、適正な手続きを行い、個人情報を漏洩しない措置を徹底する。必要に応じて、本人の同意取得や適正な管理体制を構築すること。

イ 著作権法・知的財産権法

第三者の権利を侵害しない素材・情報のみを使用し、必要な権利許諾を取得すること。

ウ 広告規制・景品表示法

虚偽・誇大な表現や、不当表示を行わないこと。内容の適正性を保つこと。

エ 電気通信事業法・インターネット関連法規

通信の安全性・透明性を確保し、不正アクセスや迷惑行為を防止する措置を講じること。

オ その他の関係法令

労働法、労働安全衛生法、労働基準法等の関係法令を遵守すること。

- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により姫路市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (5) 要求水準書等に定める事項及び本業務の実施に際し疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (6) 要求水準書等に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議する。
- (7) 諸般の事情により、本市が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、別途協議により定めることとする。